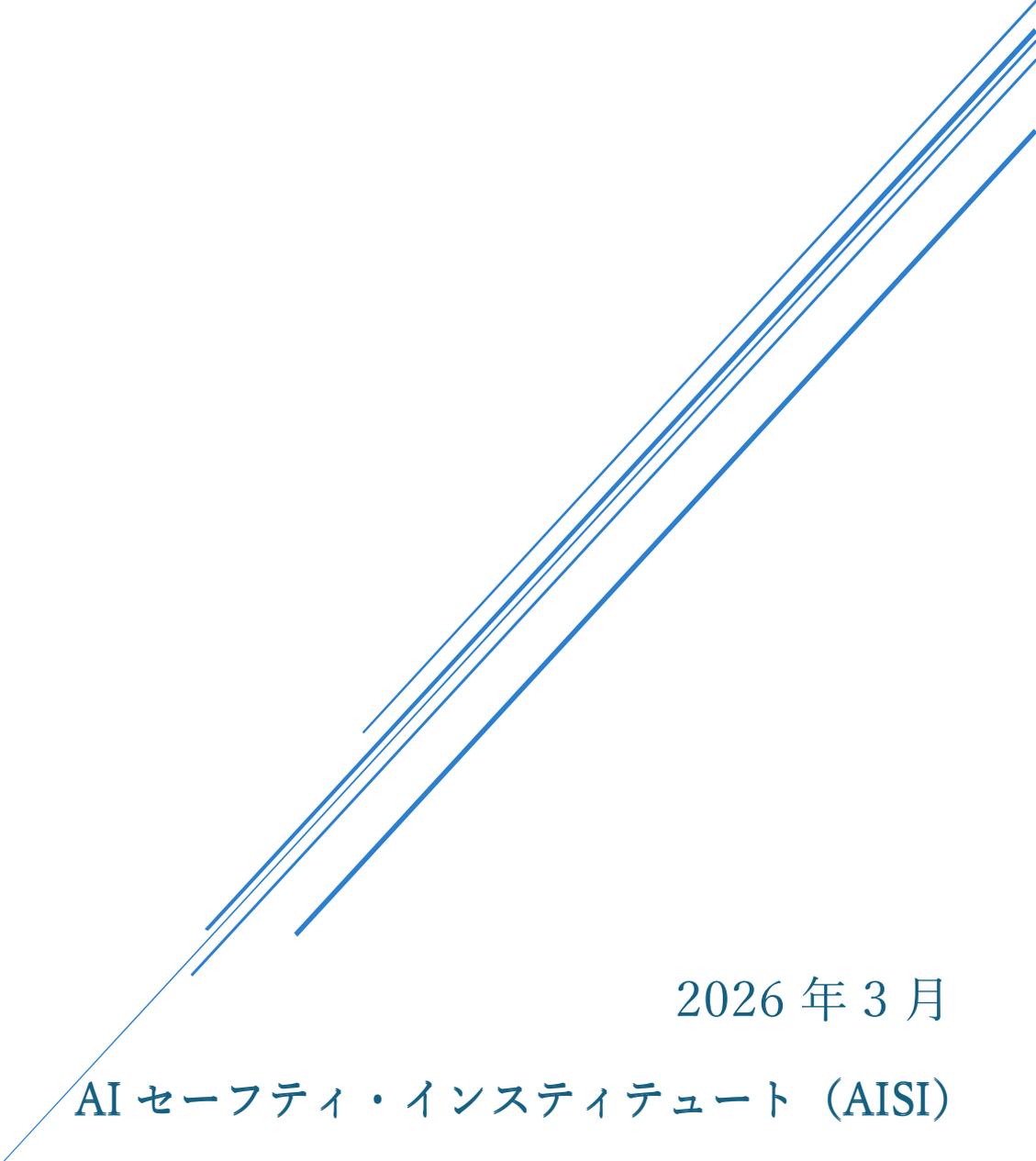


AI 分野における適合性評価の動向

LE4SDS における法・標準・適合性評価の関係整理に向けて



2026年3月

AI セーフティ・インスティテュート (AISI)

標準チーム

内容

背景	2
AI 分野における適合性評価	3
適合性評価とは	3
AI 分野における ISO/IEC の活動と適合性評価について	3
欧州における AI 分野の適合性評価	5
その他、AI 分野における適合性評価に関連した動き	6
AISI 事業実証 WG における取組み	8
AISI 事業実証 WG について	8
AISI 事業実証 WG 適合性評価 SWG の取組み	8

背景

AIが日常生活に広く浸透しつつあり、その影響が大きくなってきている。一方で、AIは巨大なブラックボックスでもあり、安全安心で快適な利活用を実現するためには、ルールを設定したうえでの自由な活動であること、すなわちイノベーションを促進させながら、同時にAIセーフティを確保する両輪を繋ぐ軸的な役割を、社会受容性も考慮しつつ実現する必要がある。

その軸的な役割の実現のためにAI分野における適合性評価が必要であり、この流れの中で、AIの国際標準化を進めているISO/IEC JTC1 SC42においてAIマネジメント国際規格であるISO/IEC 42001が2023年12月に発行された。この規格は組織がAIを利活用するうえでどのようなマネジメントシステムを構築するかについての要求事項を整理したものであり、ISO9001やISO/IEC27001などと同様に第三者適合性評価（認証）制度が確立され、認証活動が開始されている。

さらに、AIシステムに対する適合性評価のハイレベル・フレームワークを規定するISO/IEC 42007の開発がISOにおける適合性評価に関する国際規格を開発している上層委員会CASCOとの合同WG（JWG6）にて進められている。この規格はCASCOで改訂中のISO/IEC17067と連動する形で進められていることから、今後はAI分野における適合性評価に関して重要な位置を占めるものと期待されている。ISO/IECのこれらの取組みは国際的な活動ではあるものの自発的なものであり、ボランティアな制度といわれることもある。

一方で、標準は規制（法）と紐付けられて活用される場合もある。法と標準との関係では、欧州のCEマーキング制度などにおけるNLFが知られているが、AIにおいても欧州AI法に対して、その整合規格の開発がCEN/CENELEC JTC21において欧州委員会からの規格開発要求10項目に対して行われている。SC42とJTC21で共同開発をしている規格もあるが、整合規格にするか否かの判断は欧州委員会が決定するものであり、何がAI法に紐付く標準であるか分析する必要がある。

AIのように技術進歩の速いものに対する評価や制度を考える場合、変化に迅速かつ適切に対応する必要があり、従来の制度や適合性評価だけでは不十分ではないかといった議論もあり、そのような背景からも上述の国際規格や欧州規格が開発されているといった側面もある。

本プロジェクトは社会システムがますますIT化、AI化されていくなかで、ソフトウェアにより実現・実装される社会に対して法律がどうあるべきなのかについて、京都大学とIPA、AISIが共同で検討するものである。

本報告書はそのうちLE4SDS（Legal Engineering for Software-Defined Society）における

適合性評価について検討するための基礎資料として、特に AI 分野における現状を踏まえて整理するものであり、AI 分野における国際標準化とそれに基づく適合性評価の動向を概観するとともに、AISI にて実施中の事業実証 WG/適合性評価 SWG の活動：AISI における AI 分野における適合性評価の検討状況について概説する。

なお、AI の技術進歩のスピードは速く、また、AI が利活用される場面も社会活動のほぼすべてに及んでいる。そのため、本報告書は AI 分野における適合性評価の全体を網羅するものではなく、現時点で把握可能な動向の一部を整理したものであることを、あらかじめ明確にしておきたい。

AI 分野における適合性評価

適合性評価とは

適合性評価とは、「規定要求事項が満たされていることの実証」(JIS Q17000) のことである。ISO/IEC における適合性評価に関する国際規格の開発は ISO CASCO で行われ、適合性評価スキームについては IEC CAB により行われている。ISO CASCO においては、いわゆる CASCO toolbox といわれる国際規格群 (17000 シリーズ) など、適合性評価に関する国際規格の開発と維持を行っている。また、国際規格に基づく適合性評価に関するスキームに関しては、IEC の CAB において検討され、分野により IECCEE や IECQ など区分して開発が進められている。これらの活動は ISO/IEC における上層委員会での活動と整理される。

AI 分野における適合性評価に関連する国際規格としては、組織のマネジメントシステムに関する適合性評価を実施する機関に対する要求事項を整理した ISO/IEC 17021 - 1 や適合性評価スキームに関する現在改訂中の ISO/IEC 17067 をはじめとして CASCO toolbox にある規格が上位規格として存在する。

AI 分野における ISO/IEC の活動と適合性評価について

AI 分野の国際規格の ISO/IEC における開発は JTC1 SC42 で行われている。国際標準化という場合、ISO、IEC、ITU が代表的な機関として知られており、ITU においても AI 分野の国際規格は開発されているが、本節では、上述の SC42 における国際標準化活動に限定して述べることにする。

SC42 には 5 つの常設ワーキンググループ (WG) が設置されており、それぞれ、

WG1：用語や概念、マネジメントシステム規格等の基本規格の開発

WG2：データに関する規格等の開発

WG3：AI の特性（トラストワージネス）に関する規格等の開発

WG4：ユースケースとアプリケーションに関する規格等の開発

WG5：AI システムの計算手法と計算特性に関する規格等の開発

を担当している。

また、他のテクニカルコミッティ（TC）と共同で WG を設置することもあり、現在 6 つの JWG が活動している（JWG1 はプロジェクト終了のため休眠中）

JWG2：AI ベースのシステムテストに関する規格等の開発

JWG3：AI を活用した保健医療情報に関する規格等の開発

JWG4：機能安全と AI システムに関する規格等の開発

JWG5：自然言語処理に関する規格等の開発

JWG6：AI における適合性評価に関する規格等の開発

JWG7：AI 対応金融システムに関する規格等の開発

本報告書との関係で重要となるのは WG1 と JWG6 であるが、適合性評価に使用される規格は他の WG や JWG にて開発されたものが基準として使用される可能性が高い。例えば、データに関しては規格が WG2 にて ISO/IEC 5259 シリーズとして開発されているが、データ品質などを評価する場合はこれらの規格が適合性評価の基準に用いられることとなると考えられる。

適合性評価に関連する規格としては、現在、AI マネジメントシステム規格である ISO/IEC 42001 が代表的なものであり、ISO/IEC 42001 を用いて第三者適合性評価活動を実施する機関（いわゆる認証機関）に対する要求事項を定めたものが ISO/IEC 42006 であり、ともに WG1 において開発された。これらは組織（のマネジメントシステム）を評価対象とする国際規格である。

第三者適合性評価（認証）の対象としては、組織以外にも、製品と要員に関するものがある。AI 分野においても AI システムを対象とした場合の適合性評価に関するハイレベル・フレームワーク規格（ISO/IEC 42007）の開発が JWG6（ISO CASCO との共同WG）にて行われている。ISO/IEC 42007 が直接的に適合性評価活動に用いられる可能性は高くはないが、各 WG や各 JWG において開発された／されている AI システムの（適合性）評価に使える国際規格の組み合わせなどにより、AI システムの適合性評価についても議論が深化するものと考えられる。

また、ISO CASCO においても、前述の ISO/IEC 17067 の改訂が進められており、こちらの動きと連動する形で ISO/IEC 42007 は開発されている。なお、ISO/IEC 17067 は製品認証について規定している ISO/IEC 17065 のスキームに関する規格であったが、現在の改

訂では製品認証だけでなく、全ての適合性評価のスキームへと拡大する方向で開発を進めている。

参考：ISO/IEC42001 認証の現状

ISO/IEC 42001 が発行される前 FDIS の段階で外資系認証機関 SGS はプライベート認証をスタートしていた。本来は ISO/IEC 42006 が発行されてから、国際認定フォーラム (IAF) によるいわゆる国際スキームが一斉に開始されるのが通常ではあるが、AI 分野においては、その自由度が高く、米国、韓国、中国では国際スキームに基づく認証がはじまっており、Microsoft、Google、Samsung などが認証を取得している。(2026 年 1 月現在、40 社ほど)

日本では、外資系認証機関から医療系スタートアップ企業が認証を取得するなどの動きがある。日の丸認定機関としては、ISMS-AC が IAF の地域組織である APAC の決定に基づき ISO/IEC 42006 の発行 (2025 年 7 月) を待って認定審査を開始し、2026 年 1 月に 2 つの認証機関 (TUV ラインランドジャパンと SGS ジャパン) に認定を付与しており、NTT データなどが認証を取得している。ISO/IEC 42001 認証は国際的な枠組みで実施されているが、それ単体で強制性をもつものではなく、いわゆるボランタリーな (規制への対応ではない) 活動である。

欧州における AI 分野の適合性評価

欧州においては、各規制当局 (例えば DGCONNECT 等) において規制 (法) が定められ、それに準拠するための一つの方策としての整合規格を活用する場合がある。これらの枠組みについては、特に CE マーキング制度において顕著になっており、(ニューアプローチから) NLF (New Legislative Framework) とよばれる製品の安全性と市場監視を強化することを目的に 2010 年より開始した法制枠組みのなかで実装されている。

AI 分野においては、欧州 AI 法が 2024 年 8 月に発効し、その法への準拠として、欧州委員会から欧州標準化機関における CEN/CENELEC JTC21 に対して規格開発要求 (Standard Request) が 10 項目出ている。現在開発中の規格については、JTC21 のウェブサイトにて公開されている。

SC42 規格との関係

JTC21 と SC42 とで共同開発を進めている AI 分野の国際規格があり、当初はそれらを欧州 AI 法の整合規格としても活用することが検討されていた。SC42 との間で共同開発された一部の国際規格が欧州 AI 法への準拠を示す際に使用されることはあると考えられるが、

それが整合規格として明示されるかについての判断は欧州委員会が決定するものであり、今後の決定を待つ必要がある。

特に ISO/IEC 42001 についてはマネジメントシステム規格として注目されていたが、最近になり欧州は独自に AI 法に対してのマネジメントシステム規格を開発することを決定し進めている。

この決定には複雑な様々な事情があると思われるが、一つには ISO/IEC 42001 は AI を利活用するすべての組織に対するマネジメントシステムの要求事項を整理したものであり、特に AI 開発者や提供者に対して要求事項を追加することはしていない。また、リスクについても ISO 31000 の流れを受けて正負両方を考えている。

一方で欧州 AI 法の対象は AI システム（製品）であり、その開発や提供に係る組織に対するマネジメントシステム規格としては ISO/IEC 42001 ではすべてをカバーできていないという議論があったことは想像に難しくなく、また、リスクについても AI システムを対象とするため、機械安全や機能安全といった従来の安全性に関する ISO/IEC Guide 51 から議論を展開する必要があるため、ISO/IEC 42001 におけるリスクの扱っただけでは十分ではないとの結論に至ったものと考えられる。

一方で、欧州 AI 法も、整合規格の開発が遅延していること、段階的な適用において、構想が開始されたときと AI をめぐる目まぐるしく技術進歩や環境変化への適切な対応への検討などに時間が費やされており、デジタルオムニバスが発行されるなど、その実装については引き続き最新情報の収集とともに慎重な分析が必要である。

その他、AI 分野における適合性評価に関連した動き

新たな適合性評価に関する提案として、EY と Microsoft から Joint Certification に関する白書が提出されている。これは、製品認証と組織認証の枠組みをうまく組合せることにより、AI 等の技術変化が激しい対象へのより適切な評価手法の提案と考えることができる。本白書は、プライバシーマネジメントシステム規格である ISO/IEC 27701 において規格本文にあたる部分は従来のマネジメントシステム認証としてとらえ、付属書にある管理策については製品認証の枠組みである ISO/IEC 17065 に基づく評価を考えることで、より自然な適合性判定を行えるのではないかという発想を土台としている。これを可能とするために現行の ISO/IEC 17067 を拡張すべきであり、プライバシーマネジメントシステム規格のみならず他のマネジメントシステム規格、特に、ISO/IEC 42001 にも適用すべきではないかと提言している。実際に ISO/IEC AI workshop において Joint Certification に関するプレゼンテーションも行われている。プライバシーマネジメントシステムや AI マネジメントシステムを構築する際に、IT システムや AI システムが組織において活用されることを考えると、使用

する IT システムや AI システムが適切なものであることを保証することは健全なマネジメントシステムの構築では自然なことである。

Microsoft は SC42 や CASCO の活動にも積極的に参加しており、上記提案を実現する目的で SC42 ウィーン総会において米国のエキスパート（Microsoft 所属）とオーストラリア代表の共同提案という形で WG1 内においてプレゼンテーションが行われた。その後も継続した活動が続けられその影響が顕在化していると考えることが自然であろう。事実、ISO/IEC 17067 は製品認証スキームだけではなく、全ての適合性評価スキームへと拡張する形で改訂が進んでいるし、ISO/IEC 42007 の開発においても ISO/IEC 17067 と連動する形で開発されており、実際の国際標準化活動として Joint Certification への活動が進行していると考えられる。

国内 SC42 でも Joint Certification について、その重要性を早くから認識し、関係者の中で調査分析等を実施していたが、ISO/IEC 42007（当初の番号は ISO/IEC 25336）の規格提案が 2024 年 6 月（NP 投票〆切 9 月）に出たことから対策を加速することが必要と考え、同年夏に内閣府の科学技術・イノベーション推進事務局の関係者に相談に伺った。また、具体的な取組みを実施するために後述の内閣府の標準型 BRiDGE でも「AI 分野における Joint Certification の検討」を推進している。

ここで Joint Certification を製品評価と組織評価と同時に行うものであるとだけとらえては本質的な事項を見失う可能性があることを指摘しておく。JIS 制度においても、CE マーキング制度においても評価対象は製品、つまり製品認証ではあるものの、製品が適切に（大量）生産することが可能となる組織のマネジメントシステムも併せて評価する。つまり、製品と組織の両方を評価するだけでは、特に新規性はない。現状、マネジメントシステムの構築に IT システムや AI システムの活用が不可欠であり、マネジメントシステムを運用する上でも IT や AI システムを使用しなければならない。また、IT システムや AI システムなどではアップデートが従来の製品よりも頻繁に行われる。このような変化する対象に対して適合性評価がどうあるべきなのかといった点から Joint Certification をとらえなければならない。さらに、AI サービスなどを評価対象とする場合には、単一組織でそれを提供することは難しくなっており、サプライチェーンなども含めて全体の中で評価対象がこういった位置づけを持っているのかもあわせて考えるべきであり、その観点からも Joint Certification をとらえる必要がある。

AISI 事業実証 WG における取組み

AISI 事業実証 WG について

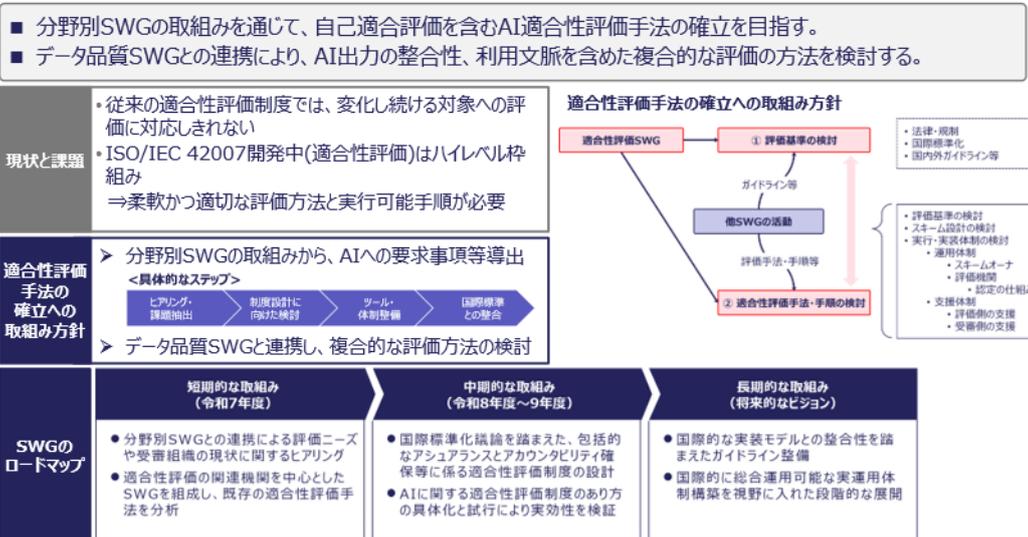
AI セーフティ評価の確立を促進する目的で、2025 年 3 月に AISI 運営委員会の下に、テーマ別小委員会として、「AI セーフティ評価に関するワーキンググループ」（AISI 事業実証 WG）を設置した。個別分野の具体的な課題に関する検討を行う「分野別 SWG」と、共通的な技術課題やテーマに関する検討を行う「分野横断 SWG」を設置し、分野別：ヘルスケア、ロボティクス、横断：データ品質、適合性評価の 4 つの SWG で活動を開始、民間事業者を中心に多様なステークホルダが参画し、連携を図る場を提供することにより、AI セーフティ評価に関連する官民の取組との連携体制で実施している。

縦横で活動を行い、分野別 SWG にて議論された内容を整理することにより横断的 SWG へのインプットとしつつ、横断的 SWG にて議論された内容を分野別 SWG に渡し、より深く分野に特化した議論を進めていただく（その逆も同様）ように相互に連携しつつ AI セーフティ評価の包括的な方法論の確立を目指す。

AISI 事業実証 WG 適合性評価 SWG の取組み

AISI 事業実証 WG における SWG の一つである適合性評価 SWG においては、適合性評価に携わっている国内の認定機関、標準開発機関の有識者からなる有識者委員会を組成して、既存の適合性評価の整理とともに AI 分野における適合性評価の在り方について検討している。

適合性評価SWGの概要



20

本 SWG は内閣府の「研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）」における「AI 分野における Joint Certification の検討」と連動する形で進めている。

BRIDGE標準活用加速化支援事業の取組み



AI分野に対するJoint Certificationの検討

- ◆ 調査：海外関係機関との意見交換と連携
- ◆ AI適合性評価の検討（パイロット評価等）、勝ち筋シナリオの検討（適合性評価SWGと合同委員会）
- ◆ 京都大学と共同研究（IPA・AISI）：Legal Engineering for Software Defined Society
 - ・ AIセーフティ評価とAI適合性評価の関係整理／既存の適合性評価再考
 - ・ 相互運用／相互承認に向けて

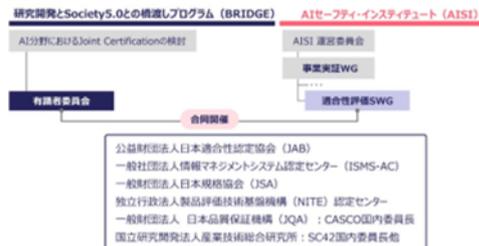
AI適合性評価



体制・参加組織



- AI法においても標準の活用が図られており、標準に準拠していることを示すには適合性評価が重要
 - 欧州における法規制とその実装のための標準（整合規格）の活用（NLF）が知られているが、標準は法に比べて、まだ、柔軟に改定ができる（Amendmentも含め）
 - 特にAIなど技術革新のスピードが速く、社会的影響が大きいものに対しては法と標準の関係を明らかにしつつ、法に準拠していることを、関連する標準への準拠に置き換えていく必要がある
 - AIを含むDigitalプロダクト／サービスに対する適合性評価を考えると、
 - ・ **変化が前提**：対象が変化し続ける、環境の変化も発生、それに応じてガバナンス・マネジメントも変化せざるを得ない
 - ・ **関係者が多様**：マルチステークホルダー、サプライチェーンのみならず、リスクチェーン、バリューチェーンなども考慮する必要がある
- 問：組織／要員／製品と規制での適合性評価でAIセーフティを担保できるのか？



22

4

上述の AI 国際標準化活動と連動しながら、欧州 AI 法と整合規格、適合性評価手法などを分析しながら進めている。

運用を考えることが重要であるため、それに関連した活動もあわせて推進していく。

【参考文献】

- [1]CASCO Toolbox : <https://casco.iso.org/toolbox.html>
- [2]ISO/IEC JTC1/SC42 : <https://www.iso.org/committee/6794475.html>
- [3]ISMS-AC の 42001 認定 : <https://isms.jp/aims/lst/isr/index.html>
- [4]CEN-CLC/JTC21 : <https://jtc21.eu/>
- [5]ISO/IEC AI Workshops :
<https://jtc1info.org/technology/subcommittees/ai/workshops/>
- [6]AISI 事業実証 WG : https://aisi.go.jp/activity/activity_information/251003/
- [7]DEOS プロジェクト、DEOS 協会 : <https://deos.or.jp/index-j.html>
- [8]アジャイル・ガバナンス :
<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220808001/20220808001.html>
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/governance_model_kento/index.html
- [9]立命館大学 NEDO 産業 DX : SYSTEM OF SYSTEMS 運用ガイドライン : 汎用版
<https://www.ritsumei.ac.jp/research/idx-agpf/250515-0039-01.pdf>